

司法省－国防省
番号：24/2011/TTLT-BTP-BQP

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福
ハノイ，2011年12月15日

民事判決執行活動における国家賠償責任の履行を案内する合同通達

2009年6月18日付け国家賠償責任法に基づき，
2008年11月28日付け民事判決執行法に基づき，
国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し，施行を案内する2010年3月3日付け政府議定16/2010/ND-CPに基づき，
司法省，国防省は，民事判決執行活動における国家賠償責任の履行について，次のとおり統一的に案内する。

第I章 総則

第1章 調整範囲

本合同通達は，民事判決執行活動における国家賠償責任の履行について，国家賠償責任の確定，賠償請求解決手続，賠償される損害の確定及び賠償解決に関する報告の責任を案内する。

第2章 適用対象

本合同通達は，損害を被った組織，個人，国家賠償責任法のいくつかの条項の詳細を規定し，施行を案内する2010年3月3日付け政府議定16/2010/ND-CP（以下「議定16/2010/ND-CP」という）第4条に規定される民事判決執行活動における賠償責任機関，民事判決執行活動における賠償業務に関する国家管理機関及びその他の国家賠償に関連を有する各機関，組織，個人に対し適用される。

第II章 民事判決執行活動における国家賠償責任の確定

第3条 民事判決執行活動における国家賠償責任の確定根拠

1. 国家賠償責任法（以下「法」という）第38条に規定される公務執行者が民事判決執行に関する決定を下した，又は決定の執行を組織した場合の国家賠償責任は，次の各条件を完全に満たしたときに限り発生する。
 - a) 権限を有する国家機関の公務執行者の行為が法令違反であることを確定する文書がある。
 - b) 公務執行者の法令違反行為が法第38条に規定される賠償責任の範囲に属

- する。
- c) 現実の損害が発生した。
 - d) 発生した現実の損害と公務執行者の法令違反行為との間に因果関係がある。
2. 法第 38 条に規定される公務執行者が民事判決執行に関する決定を下さない、又は決定の執行を組織しない場合の国家賠償責任は、次の各条件を完全に満たしたときに限り発生する。
- a) 本条 1 項に規定される各条件
 - b) 公務執行者に故意がある。
3. 国は、専ら被害者の故意過失により発生した損害については、賠償しない。公務執行者及び被害者の双方に故意過失がある場合、国は、公務執行者の故意過失部分に相応する損害部分のみを賠償する。

第 4 条 権限を有する国家機関の公務執行者が法令違反行為をしたことを確定する又は確定する基礎となる文書

1. 法的効力を生じた、民事判決執行法第 142 条の規定に基づき権限を有する者の不服申立てを解決する決定
2. 民事判決執行法第 157 条の規定に基づき権限を有する者の告発の内容に関する結論
3. 法的効力を生じた、権限を有する裁判所の判決、決定

第 5 条 公務執行者の故意の確定

1. 本合同通達第 4 条に規定される権限を有する機関の各文書が公務執行者の故意について確定している場合、賠償責任機関は、当該文書を基礎として被害者に対する賠償解決を行う。
2. 本合同通達第 4 条に規定される権限を有する機関の各文書が公務執行者の故意について確定していない場合、賠償責任機関は、裁判所の判決、決定、権限を有する国家機関の不服申立て解決決定、告発処理決定、又は当事者が提供した各資料、証拠を基礎とし、2005 年民法典 308 条 2 項の規定を適用して、公務執行者の故意について確定する。

第 6 条 賠償責任範囲の確定

法第 38 条が規定するいくつかの具体的な場合における賠償責任範囲の確定は、次のとおり行う。

1. 法第 38 条 1 項 a 号に規定される判決執行決定を下し、又は故意に下さないとは、次の場合からなる。

- a) 民事判決執行機関の長が判決執行決定を法令に反して下した。
 - b) 民事判決執行機関の長が故意に民事判決執行法第 36 条 1 項及び 2 項の規定による判決執行決定を下さない。
2. 法第 38 条 1 項 b 号に規定される判決執行機関する決定の撤回，修正，補充し，取消しは，次の場合からなる。
- a) 民事判決執行機関の長，執行官が，判決執行に関する決定の撤回，修正，補充，取消し決定を法令に反して下した。
 - b) 民事判決執行機関の長，執行官が，法令の規定に基づき判決執行に関する決定を撤回，修正，補充し，取り消す根拠があるのに，故意に判決執行に関する決定の撤回，修正，補充，取消し決定を下さない。
3. 法第 38 条 1 項 c 号に規定される判決執行保全措置の適用は，次の場合からなる。
- a) 執行官が，判決執行保全措置を職権で適用する場合に，法的根拠のない判決執行保全措置の適用決定を下した，又は保全措置を適用する根拠があるのに，故意に判決執行保全措置の適用決定を下さなかった。
 - b) 執行官が，当事者の申立てにより判決執行保全措置を適用する場合に，判決執行保全措置の適用決定を相当でないのに下した，又は故意に下さなかった。
 - c) 執行官が当事者の申立てにより判決執行保全措置の適用決定を正当に下した場合，損害が発生したとしても，国家賠償責任の範囲に属しない。
4. 法第 38 条 1 項 d 号に規定される判決執行の強制は，次の場合からなる。
- a) 執行官が，判決執行強制決定を法令に反して下した。
 - b) 執行官が，法令の規定に基づき判決執行強制措置を適用する根拠があるのに，故意に判決執行強制決定を下さない。
5. 法第 38 条 1 項 d 号に規定される裁判所の一時緊急措置の適用決定の執行は，次の場合からなる。
- a) 民事判決執行機関の長が，裁判所の一時緊急措置の適用決定を執行するための執行決定を法令に反して下した。
 - b) 民事判決執行機関の長が，故意に裁判所の一時緊急措置の適用決定を執行するための執行決定を法令の規定に基づく期間内に下さない。
6. 法第 38 条 1 項 e 号に規定される判決執行の延期は，次の場合からなる。
- a) 民事判決執行機関の長が，判決執行延期決定を法令に反して下した。
 - b) 民事判決執行機関の長が，判決執行が民事判決執行法第 48 条 1 項に規定されるいずれかの場合に当たるのに，故意に職権による判決執行延期決定を下さない，又は民事判決執行法第 48 条 2 項に規定される監督審，再審手続に従って判決，決定に対して異議を申し立てる権限を有する者の請求を受け

- たのに、故意に判決執行延期決定を下さない。
- c) 民事判決執行機関の長が民事判決執行法第48条1項b号の規定に基づき、又は民事判決執行法第48条2項の規定に基づき異議申立権を有する者の請求により判決執行延期決定を下した場合、損害が発生したとしても、民事判決執行活動における賠償責任の範囲に属しない。
7. 法第38条1項g号に規定される判決執行の一時停止は、次の場合からなる。
- a) 民事判決執行機関の長が、判決執行一時停止決定を法令に反して下した。
 - b) 民事判決執行機関の長が、故意に判決執行一時停止決定を法令に反して下さない。
 - c) 民事判決執行機関の長が民事判決執行法第49条2項の規定に基づき、判決執行債務者に対する破産手続開始の申立書を受領したことに関する裁判所の通知を受領して判決執行一時停止決定を下した場合、損害が発生したとしても、民事判決執行活動における賠償責任の範囲に属しない。
8. 法第38条1項g号に規定される判決執行の中止は、次の場合からなる。
- a) 民事判決執行機関の長が、判決執行中止決定を法令に反して下した。
 - b) 民事判決執行機関の長が、判決執行が民事判決執行法第50条1項に規定される場合に当たるのに、故意に判決執行中止決定を下さない。
9. 法第38条1項h号に規定される判決執行の継続は、次の場合からなる。
- a) 民事判決執行機関の長が、判決執行継続決定を法令に反して下した。
 - b) 民事判決執行機関の長が、民事判決執行法第48条1項、2項に規定される判決執行の延期の根拠がなくなり、期間が経過した、又は民事判決執行法第49条3項に規定されるいずれかの決定を受領したのに、故意に判決執行継続決定を下さない。
10. 法第38条1項に規定される決定の執行を組織し、又は故意により執行を組織しないとは、次の場合からなる。
- a) 民事判決執行機関の長、執行官及びその他の公務執行者が、判決執行に関する各決定の執行を組織する過程で法令に反する行為をした。
 - b) 民事判決執行機関の長、執行官及びその他の公務執行者が、故意に法令の規定に基づく判決執行に関する各決定の執行を組織しない。

第7条 現実の損害

現実の損害とは、法及び関連する法令の規定に従い、公務執行者の法令違反行為により発生し、被害者が負担しなければならない実損害をいう。

第III章 賠償される損害の確定

第 8 条 財産が侵害されたことによる損害

1. 財産が侵害されたことによる損害は、法 45 条に従って確定される。侵害された財産が土地所有権、家屋、建設工作物及びその他の土地に付着する財産である場合、賠償される損害は、法 45 条の規定及び関連を有する法令の各規定に従って確定される。
2. 法 45 条 4 項に規定される各金員に対する利息の算定期間は、金員が国家予算に納付され；没収され；判決執行を受けた日から、賠償責任機関の賠償解決決定発行の日又は裁判所の判決、決定が法的効力を生じた日まで算定される。

第 9 条 現実の収入が失われ又は減少したことによる損害

1. 組織の現実の収入が失われ又は減少したことによる損害
法 46 条に規定される組織の現実の収入が失われ又は減少したことによる損害は、損害が発生した時点の前 2 年間の平均収入を基礎として確定される。組織の収入は、組織の合法的な財務報告に従って確定される。財務報告をしていない場合、組織は、関連を有する法令の規定に基づきその他の合法的な各資料、証拠により、失われ又は減少した現実の収入を証明することができる。
組織が設立されてから損害が発生した時点までが満 2 年間に満たない場合、組織の現実の収入は、当該組織の現実の活動期間中の平均収入を基礎として確定される。
2. 個人の現実の収入が失われ又は減少したことによる損害
損害が発生する前、被害者が給与、労働契約による労賃から安定的な収入を得ていた場合、その者の損害が発生する前の月の給与、労賃の額を基礎として現実の収入額を確定する。
損害が発生する前、被害者が仕事に従事して毎月収入を得ていたが、安定しない場合、損害が発生する前 3 か月間の平均収入額をもって現実の収入額を確定するための根拠とする。
損害が発生する前、被害者が農民、漁民、製塩者、植林者、賃貸人、小規模売買人、手工職人、その他の労働者で、収入を得ているが季節ごとである又は安定しない場合、地方の同種の労働の平均収入額をもって；平均収入を確定することができないときは、国家が規定し、各国家行政機関で職務に従事する公務員に適用する賠償解決の時点の最低賃金額をもって、現実の収入額を確定するための根拠とする。

第 IV 章 賠償責任機関及び賠償解決手続

第 10 条 民事判決執行活動における賠償責任機関

1. 民事判決執行活動における賠償責任機関の確定は、議定 16/2010/ND-CP 第 4 条の規定に従って行う。
2. 民事判決執行機関が民事判決執行活動に関連する任務の遂行をほかの組織、個人に委ね、法の規定による賠償責任範囲内の損害が発生した場合、当該民事判決執行機関が賠償責任機関である。
3. 被害者が賠償責任機関を確定することができない、又は賠償責任機関について合意することができない場合、賠償責任機関の確定は、議定 16/2010/ND-CP 第 23 条 1 項 a 号の規定に従って行う。

第 11 条 賠償請求の記録

被害者は、次のものからなる賠償請求の記録 1 部を賠償責任機関に提出する。

- a) 本合同通達に添付して発行される様式 01a, 01b の賠償請求書
- b) 公務執行者の法令違反行為を確定する権限を有する国家機関の文書の謄本
- c) 賠償請求に関連する資料、証拠

第 12 条 賠償請求書の受理

1. 公務執行者の法令違反行為を確定する権限を有する機関の文書を受領した日から 2 年以内に、賠償請求者は、賠償請求の記録を議定 16/2010/ND-CP 第 4 条に規定される賠償責任機関に次のいずれかの形式により提出する。
 - a) 賠償請求の記録を賠償責任機関において直接提出する。
 - b) 賠償請求の記録を賠償責任機関に郵政通信システムを通じて提出する。
2. 賠償請求の記録を受領した時は、賠償責任機関は、請求書及び各書類、添付資料を検査し、適式性を確定しなければならない。記録が十分でない場合、賠償請求者に補充を案内する。

公務執行者の法令違反行為を確定する権限を有する国家機関の文書で賠償請求者が提供することができないものについては、賠償責任機関が当該文書を収集する責任を負う。

3. 適式な請求書及び各書類を受領した日から 5 営業日以内に、賠償請求が自身の解決責任に属すると確定したときは、記録を受領した機関は受理し、請求書の受理について文書により賠償請求者に通知しなければならない。請求書を受領した機関が事件は自身の解決責任に属しないと主張する場合、記録を返却し、賠償請求者に対し、議定 16/2010/ND-CP 第 IV 章の規定に従って賠償責任機関を確定するため賠償業務に関する国家管理機関に提出するよう案内しなければならない。

第 13 条 賠償解決を実施する代表者の選出

1. 賠償請求書を受理した後、直ちに、賠償責任機関の長は議定 16/2010/ND-CP 第 7 条の規定に従って賠償解決を実施する代表者（以下「代表者」という）の選出決定を下さなければならない。代表者の選出決定は、賠償請求者に送付しなければならない。
2. 賠償責任を有する民事判決執行機関の直接上級民事判決執行は、次の各場合に賠償解決を実施する代表者を選出する。
 - a) 民事判決執行機関に指導者が 1 人しかおらず、同時に損害を与えた者である場合。
 - b) 民事判決執行機関に指導者が 1 人しかおらず、同時に議定 16/2010/ND-CP 第 7 条 1 項の規定により被害者又は損害を与えた者の関係者である。
 - c) 民事判決執行機関の指導者が損害を与えた者であり、当該民事判決執行機関の残りの指導者が代表者の選出について十分な権限、条件を有していない。
3. 賠償責任機関は民事判決執行支局であり、議定 16/2010/ND-CP 第 7 条 2 項に規定された各条件を十分に満たす公務員がいない場合、支局の執行官が賠償解決に関する代表者に選出される。

第 14 条 損害の検証

損害の検証は、法第 18 条の規定に従って行う。賠償請求書を受理した日から 5 営業日以内に、代表者は損害の検証を組織しなければならない。損害の検証は、賠償請求者が提供した資料、証拠を基礎として行う。

第 15 条 賠償に関する交渉

損害の検証を終結した日から 3 営業日以内に、代表者は、被害者との交渉を進行しなければならない。

交渉の実施期限は、損害の検証を終結した日から 30 日である。事件が多く複雑な詳細を有する場合、交渉期限を延長することができるが、45 日を超えてはならない。

交渉の参加者、交渉の地点、交渉の調書の内容は、法第 19 条 2 項、3 項及び 4 項の規定に従う。交渉の調書は、本合同通達に添付して発行する様式 02 に従う。

第 16 条 賠償解決決定の発行

交渉を終結した後、直ちに、代表者は賠償解決決定の草案を完成して賠償責任機関の長に報告しなければならない。

損害の検証、被害者との交渉の結果及び各関連機関の意見（あれば）に基づき、賠償責任機関の長は賠償解決決定を発行する。

賠償責任を有する民事判決執行機関の直接上級民事判決執行機関が本合同通達第 13 条 2 項に規定される賠償解決を実施する代表者を選出した場合、賠償解決に関する代表者が賠償解決決定を発行する。賠償解決決定は、本合同通達に添付して発行する様式 03 に従う。

第 17 条 賠償解決決定の交付

代表者は、議定 16/2010/ND-CP 第 10 条に規定される手続に従い、賠償解決決定の交付を組織する。

第 18 条 裁判所に賠償解決を請求する訴えの提起

被害者は、次の各場合、裁判所に賠償解決を請求して訴えを提起する権利を有する。

1. 被害者が法第 22 条 1 項の規定に従い賠償解決決定に同意しない。
2. 賠償解決決定の発出期限が満了したが、賠償解決機関が法第 22 条 1 項の規定に従って賠償解決決定を下さない。

法第 22 条の規定による賠償解決決定の発出期限の満了日は、賠償解決機関の代表者と被害者が交渉の終結調書に署名した日から 11 日目であると確定される。

第 19 条 賠償金の支払

1. 賠償を解決する判決、決定が法的効力を生じた日から 5 営業日以内に、賠償責任機関は、被害者に対する賠償金の支給、支払手続を行うため、賠償を要請する記録を中央の民事判決執行業務に関する国家管理機関に送らなければならない。具体的には次のとおりである。
 - a) 賠償責任機関が司法省の管理する民事判決執行機関である場合、賠償を要請する記録を司法省民事判決執行総局に送付しなければならない。
 - b) 賠償責任機関が国防省の管理する民事判決執行機関である場合、賠償を要請する記録を国防省民事判決執行局に送付しなければならない。
2. 被害者に対する賠償金の支給、支払手続は、法第 VI 章及び関連する法令の規定に従って行う。

第 20 条 賠償解決に関する報告責任

1. 民事判決執行活動における賠償責任機関は、議定 16/2010/ND-CP 第 12 条の規定に従って賠償解決について報告しなければならない。
2. 賠償解決を実施する過程で、民事判決執行活動における賠償責任機関は、賠償解決に関する国家管理業務に資するよう、次の各内容について民事判決執行

総局及び国家賠償局に報告しなければならない。

- a) 賠償請求書の受理
- b) 賠償解決決定の発行
- c) 被害者による裁判所に賠償解決を請求する訴えの提起
- d) 賠償金支払手続の実施

第 V 章 施行条項

第 21 条 施行効力

本合同通達は、2012 年 1 月 30 日から施行効力を生ずる。

第 22 条 民事判決執行活動における賠償解決に関する経過条項の適用

1. 訴訟進行機関の公務員，国家職員，権限を有する者が与えた損害の賠償解決に関する 1997 年 5 月 3 日付け政府議定 47/CP の規定に基づいて民事判決執行活動において賠償がなされる場合で，損害が 2008 年 1 月 1 日から 2010 年 1 月 1 日までの期間に発生し，賠償請求が未だないときは，法及び各施行案内文書を適用して解決する。
2. 訴訟進行機関の公務員，国家職員，権限を有する者が与えた損害の賠償解決に関する 1997 年 5 月 3 日付け政府議定 47/CP の規定に基づいて民事判決執行活動において賠償がなされる場合で，2010 年 1 月 1 日までに被害者が賠償請求をしたが，未だ受理されていないときは，法及び各施行案内文書を適用して解決する。

第 23 条 執行の責任及び実施の組織

1. 司法省，国防省，賠償解決について責任を有する各機関，関連を有する機関，組織は，本合同通達の施行について責任を負う。
2. 実施の過程で困難，不明点があれば，国防省と協調して研究，解決することができるように，司法省に対し連絡することを個人，組織に要請する。

以上